

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第六十五号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「条例第六条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（税務課）